

滋賀県都市公園条例の一部改正について

1 改正の理由

- (1) 県営都市公園の特定公園施設施設の使用料の額および利用料金において、前回の改定から5年が経過することから、現行料金と所要経費の差額についての上限額を改定します。
- (2) グラウンドゴルフ場、陸上競技場等の個人使用およびトレーニング室の使用料および利用料金を減免する対象者について、障害者の使用のために介護を行う者も減免する対象者に加えるため改正を行います。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金について、現行料金と所要経費の差額として約5%の単価引上げを行います。
- (2) 障害者の使用のために介護を行う者について、グラウンドゴルフ場、陸上競技場等の個人使用およびトレーニング室の使用料および利用料金を減免する対象者に加えることとします。
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(2)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

具体例	
現行	改正案
【奥びわスポーツの森】 多目的運動広場 2時間につき <u>1,850円</u>	【奥びわスポーツの森】 多目的運動広場 2時間につき <u>1,940円</u>
【奥びわスポーツの森】 テニスコート 1面2時間につき <u>860円</u>	【奥びわスポーツの森】 テニスコート 1面2時間につき <u>900円</u>

滋賀県都市公園条例新旧対照表

旧				新			
本則・付則 省略				本則・付則 省略			
別表第1 省略				別表第1 省略			
別表第2（第8条の2、第9条の7関係）				別表第2（第8条の2、第9条の7関係）			
1 文化ゾーン集会所				1 文化ゾーン集会所			
区分	金額			区分	金額		
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで		午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午前9時から午後 5時まで
集会室	円 10,600	円 14,300	円 24,900	集会室	円 11,100	円 15,000	円 26,100
茶亭	円 6,400	円 8,400	円 14,800	茶亭	円 6,700	円 8,800	円 15,500
注 省略				注 省略			
2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等				2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等			
区分	金額		備考	区分	金額		備考
多目的運動広場	円 2時間につき 1,850		広場を占用する 場合に限る。	多目的運動広場	円 2時間につき 1,940		広場を占用する 場合に限る。
多目的運動広場照 明設備	全点灯1時間につき 4,060			多目的運動広場照 明設備	全点灯1時間につき 4,260		
	3分の2点灯1時間につき 2,670				3分の2点灯1時間につき 2,800		
テニスコート	1面2時間につき 860			テニスコート	1面2時間につき 900		
テニスコート照明 設備	1面1時間につき 780			テニスコート照明 設備	1面1時間につき 820		

グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校 （前期課程に限る。） の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき	<u>370</u>		グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校 （前期課程に限る。） の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人1回につき	<u>390</u>	
	高等学校もしくは中等教育学校 （後期課程に限る。） の生徒またはこれらに準ずる者 （以下「生徒等」という。）	同	<u>730</u>			高等学校もしくは中等教育学校 （後期課程に限る。） の生徒またはこれらに準ずる者 （以下「生徒等」という。）	同	<u>770</u>	
	その他の者	同	<u>1,100</u>			その他の者	同	<u>1,160</u>	

会議室	1 時間につき	<u>410</u>	
-----	---------	------------	--

注 省略

3 彦根総合スポーツ公園

(1) 陸上競技場および補助競技場（以下「陸上競技場等」という。）

ア 貸切り使用

(ア) 陸上競技場

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、 中学校、義務教育 学校、高等学校、 中等教育学校等ま たはこれらに関係 のある団体（以下 「幼稚園等」とい う。）が幼児、児 童または生徒を対 象に使用する場合	円 1 時間につき <u>1,410</u>	円 1 時間につき <u>2,080</u>	円 1 時間につき <u>2,820</u>
	アマチュアスポー	同 <u>2,800</u>	同 <u>4,160</u>	同 <u>5,600</u>

会議室	1 時間につき	<u>430</u>	
-----	---------	------------	--

注 省略

3 彦根総合スポーツ公園

(1) 陸上競技場および補助競技場（以下「陸上競技場等」という。）

ア 貸切り使用

(ア) 陸上競技場

区分		金額		
		午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分 から午後 0 時 30 分まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、 中学校、義務教育 学校、高等学校、 中等教育学校等ま たはこれらに関係 のある団体（以下 「幼稚園等」とい う。）が幼児、児 童または生徒を対 象に使用する場合	円 1 時間につき <u>1,480</u>	円 1 時間につき <u>2,180</u>	円 1 時間につき <u>2,960</u>
	アマチュアスポー	同 <u>2,940</u>	同 <u>4,370</u>	同 <u>5,880</u>

	ツに使用する場合			
	その他の催物に使用する場合	同 7,260	同 10,300	同 14,500
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 2,800	同 4,160	同 5,600
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 5,710	同 8,310	同 11,400
	その他の入場料等が1,000円以下の場合	同 14,100	同 20,800	同 28,200
	入場料等が1,000円を超える場合	同 28,000	同 41,600	同 56,000

(イ) 補助競技場

区分	金額	
	午前	午後
	午前 8 時30分から 午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで

	ツに使用する場合			
	その他の催物に使用する場合	同 7,620	同 10,800	同 15,200
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 2,940	同 4,370	同 5,880
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 6,000	同 8,730	同 12,000
	その他の入場料等が1,000円以下の場合	同 14,800	同 21,800	同 29,600
	入場料等が1,000円を超える場合	同 29,400	同 43,700	同 58,800

(イ) 補助競技場

区分	金額	
	午前	午後
	午前 8 時30分から 午後 零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで

入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1時間につき <u>90</u>	円 1時間につき <u>1,330</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>1,800</u>	同 <u>2,650</u>
	その他の催物に使用する場合	同 <u>4,670</u>	同 <u>6,640</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 <u>1,800</u>	同 <u>2,650</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>3,670</u>	同 <u>5,300</u>
	その他の入場料等が1,000円以下の催物に使用する場合	同 <u>9,040</u>	同 <u>13,300</u>
	合 入場料等が1,000円を超える場合	同 <u>18,000</u>	同 <u>26,500</u>

イ 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課	円 1人1回につき <u>260</u>

入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1時間につき <u>95</u>	円 1時間につき <u>1,400</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>1,890</u>	同 <u>2,780</u>
	その他の催物に使用する場合	同 <u>4,900</u>	同 <u>6,970</u>
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同 <u>1,890</u>	同 <u>2,780</u>
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>3,850</u>	同 <u>5,570</u>
	その他の入場料等が1,000円以下の催物に使用する場合	同 <u>9,490</u>	同 <u>14,000</u>
	合 入場料等が1,000円を超える場合	同 <u>18,900</u>	同 <u>27,800</u>

イ 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課	円 1人1回につき <u>270</u>

程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	
生徒等	同 <u>320</u>
その他の者	同 <u>460</u>

(2) 野球場（貸切り使用）

区分		金額			備考
		午前	午後	夜間	
		午前 8 時 30 分から午後 零 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1 時間に つき <u>1,290</u>	円 1 時間に つき <u>1,850</u>	円 1 時間に つき <u>2,580</u>	屋内練習場のみを使用する場合は、1 面 1 時間につき <u>340</u> 円とする。
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>2,580</u>	同 <u>3,630</u>	同 <u>5,300</u>	
	その他の催物に使用する場合	同 <u>10,600</u>	同 <u>14,900</u>	同 <u>21,200</u>	
	入場料等を徴収す	同 <u>2,580</u>	同 <u>3,630</u>	同 <u>5,300</u>	

程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	
生徒等	同 <u>340</u>
その他の者	同 <u>480</u>

(2) 野球場（貸切り使用）

区分		金額			備考
		午前	午後	夜間	
		午前 8 時 30 分から午後 零 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	
入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 1 時間に つき <u>1,350</u>	円 1 時間に つき <u>1,940</u>	円 1 時間に つき <u>2,710</u>	屋内練習場のみを使用する場合は、1 面 1 時間につき <u>360</u> 円とする。
	アマチュアスポーツに使用する場合	同 <u>2,710</u>	同 <u>3,810</u>	同 <u>5,570</u>	
	その他の催物に使用する場合	同 <u>11,100</u>	同 <u>15,600</u>	同 <u>22,300</u>	
	入場料等を徴収す	同 <u>2,710</u>	同 <u>3,810</u>	同 <u>5,570</u>	

る場合	対象に使用する場 合				
	アマチュアスポー ツに使用する場 合	同 4,950	同 7,250	同 10,60	
	その他の入場料等 催物に使が1,000 用する場円以下の 合場合	同 21,20	同 29,80	同 43,00	
	入場料等 が1,000 円を超え る場合	同 43,00	同 59,30	同 86,00	

(3) トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき（2時間 以内）	回数券11回券（1回2時 間以内）
幼児等	円 260	円 2,600
生徒等	410	4,100
その他の者	580	5,800

(4) 会議室等

ア 陸上競技場会議室

る場合	対象に使用する場 合				
	アマチュアスポー ツに使用する場 合	同 5,200	同 7,610	同 11,10	
	その他の入場料等 催物に使が1,000 用する場円以下の 合場合	同 22,30	同 31,30	同 45,20	
	入場料等 が1,000 円を超え る場合	同 45,20	同 62,30	同 90,30	

(3) トレーニング室

区分	金額	
	1人1回につき（2時間 以内）	回数券11回券（1回2時 間以内）
幼児等	円 270	円 2,700
生徒等	430	4,300
その他の者	610	6,100

(4) 会議室等

ア 陸上競技場会議室

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで
会議室 1	円 1 時間につき <u>1,390</u>	円 1 時間につき <u>2,020</u>	円 1 時間につき <u>2,780</u>
会議室 2	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 3	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 4	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 5	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 6	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 7	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
会議室 8	同 <u>770</u>	同 <u>1,120</u>	同 <u>1,540</u>
5 階会議室 1	同 <u>430</u>	同 <u>630</u>	同 <u>860</u>
5 階会議室 2	同 <u>230</u>	同 <u>330</u>	同 <u>460</u>
5 階会議室 3	同 <u>230</u>	同 <u>330</u>	同 <u>460</u>

イ 野球場会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から午後 1 時から午後 5 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から午後零時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで
会議室 1	円 1 時間につき <u>1,460</u>	円 1 時間につき <u>2,120</u>	円 1 時間につき <u>2,920</u>
会議室 2	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 3	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 4	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 5	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 6	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 7	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
会議室 8	同 <u>810</u>	同 <u>1,180</u>	同 <u>1,620</u>
5 階会議室 1	同 <u>450</u>	同 <u>660</u>	同 <u>900</u>
5 階会議室 2	同 <u>240</u>	同 <u>350</u>	同 <u>480</u>
5 階会議室 3	同 <u>240</u>	同 <u>350</u>	同 <u>480</u>

イ 野球場会議室等

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前 8 時30分から午後 1 時から午後 5 時30分まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時30分から午後 9 時30分まで

	ら午後零時30分 まで	後 5 時まで	ら午後 9 時30分 まで
会議室	円 1 時間につき <u>730</u>	円 1 時間につき <u>1,060</u>	円 1 時間につき <u>1,420</u>
ミーティング室 1	同 <u>730</u>	同 <u>1,060</u>	同 <u>1,420</u>
ミーティング室 2	同 <u>730</u>	同 <u>1,060</u>	同 <u>1,420</u>
本部席	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>
役員席	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>
審判席	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>	同 <u>360</u>

注 省略

	ら午後零時30分 まで	後 5 時まで	ら午後 9 時30分 まで
会議室	円 1 時間につき <u>770</u>	円 1 時間につき <u>1,110</u>	円 1 時間につき <u>1,490</u>
ミーティング室 1	同 <u>770</u>	同 <u>1,110</u>	同 <u>1,490</u>
ミーティング室 2	同 <u>770</u>	同 <u>1,110</u>	同 <u>1,490</u>
本部席	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>
役員席	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>
審判席	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>	同 <u>380</u>

注 省略

滋賀県都市公園条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則・付則 省略 別表第1 省略 別表第2（第8条の2、第9条の7関係） 1 省略 2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等 省略 注1 省略 2 省略 3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>および障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）がグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 4 省略 3 彦根総合スポーツ公園 (1)～(4) 省略 注1 省略 2 省略 3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>および障害者が陸上競技場等を個人	本則・付則 省略 別表第1 省略 別表第2（第8条の2、第9条の7関係） 1 省略 2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等 省略 注1 省略 2 省略 3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>、<u>障害者</u>（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）<u>および障害者の使用のために介護を行う者（以下「介護者」という。）</u>がグラウンドゴルフ場を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 4 省略 3 彦根総合スポーツ公園 (1)～(4) 省略 注1 省略 2 省略 3 県内に居住する65歳以上の<u>者</u>、<u>障害者</u><u>および介護者</u>が陸上競技場等

使用する場およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4～11 省略

を個人使用する場およびトレーニング室を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

4～11 省略